

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備における火災検出設備の変更等に係る実施計画の変更）に係る面談
2. 日時：令和5年10月6日（金）16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

山下安全審査専門職、横山係長、森審査班長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当7名（うち2名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備における火災検出設備の変更等）について、資料に基づき、主に本年9月4日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。また、減容処理設備における空調バランスの不具合対策についても、資料に基づき、説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について主に以下のコメントを伝えた。
（減容処理設備における火災検出設備の変更等）
 - 火災感知器の設置方針に関して、種別に応じた機器仕様の詳細を示すとともに、火災感知器の設置方法について示すこと。
（空調バランスの不具合対策）
 - 今回の不具合対応については、社内 CAP プロセスを通じ、水平展開及び再発防止策が図られているとのことだが、今後、廃炉作業に伴う建物及び設備の空調設備の新設、変更の際は、本件同様の不具合が発生しないよう再発防止に取り組むこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（減容処理設備設置に係わる実施計画の変更について案件）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：減容処理設備設置に係わる実施計画の変更について）
- 減容処理設備 空調バランスの不具合対策について

以上